

氏名 (生年月日)	<small>トノ オカ シンイチロウ</small> 外岡 慎一郎 (1954年10月27日)
学位の種類	博士(史学)
学位記番号	文博乙第72号
学位授与の日付	2018年3月15日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第2項
学位論文題目	武家権力と使節遵行
論文審査委員	主査 坂田 聡 副査 西川 広平・近藤 成一

内容の要旨及び審査の結果の要旨

I. 本論文の主題

本学位請求論文は、申請者外岡慎一郎の著書『武家権力と使節遵行』（同成社、2015年）及び、その後の研究成果をとりまとめた補論「使節遵行の現場—若狭国名田荘の事例から—」（書下ろし）よりなる。

使節遵行とは、少なくとも訴訟当事者の一方が武士である不動産訴訟（所務相論）において、訴訟進行や裁定の執行などを、2名（時に1名）の武士が特命使節として行うことである（のちには、不動産訴訟以外のケースでも使節遵行が行われるようになる）。本論文では、鎌倉時代から室町時代にかけての膨大な関連史料（地域的にもほぼ日本全国を網羅する）を地道に蒐集し、それをデータベース化して様々な傾向を読み取ることにより、紛争処理をめぐる使節が活動する実態を、地域的な差異や時代的な変遷にも留意しつつ、具体的に解明した。

一般に使節遵行は室町時代における守護の職権の一つとして理解されているが、守護が任命主体ではない使節遵行も数多く存在しており、使節遵行そのものを網羅的に考察した専論は、申請者の研究を除いて存在しない。本学位請求論文においては、使節遵行の実態を明らかにすることにより、武家権力論、守護領国制論と法制史研究の融合を試みるとともに、併せて地域社会の実態にも迫ろうとするが、使節遵行をキーワードに、中世国家の「かたち」と地域社会の「すがた」の両側面を統一的な把握を目指している点こそが、本論文を貫く主題だといえる。

本学位請求論文は序章・終章と本文、及び別添の付論とからなる。本文は4章、12節構成である（前提となる個別論文は章ではなく節に対応する）。各節の中にはレフェリー制度の厳しい一流学会誌に掲載された論稿や、学会誌において高い評価を受けた論稿も含まれており、膨大な表も含めると400字詰め原稿用紙に換算して1150枚にも及ぶ力作である。

II. 本論文の構成

序章	本書の視角と方法
第1章	鎌倉幕府と使節遵行
第1節	六波羅探題と西国守護
第2節	鎮西探題と九州守護
第3節	鎌倉幕府と東国守護
第2章	鎌倉時代の西国と東国
第1節	鎌倉幕府の西国認識
第2節	鎌倉時代後期の公武交渉
第3節	六波羅探題の領分
第3章	南北朝内乱と使節遵行
第1節	建武政権期の使節遵行
第2節	室町幕府・南朝と使節遵行
第3節	中世武家権力の地域的構成
第4章	使節遵行と地域社会
第1節	使節遵行の「現場」
第2節	使節遵行と地域社会Ⅰ—若狭の場合—
第3節	使節遵行と地域社会Ⅱ—備後・安芸の場合—
終章	使節遵行論の意義

補論 使節遵行の現場—若狭国名田荘の事例から—

Ⅲ. 本論文の概要

序章では本論文の視角と方法について論じる。具体的には、法廷論争とは異なる論理や現実の力関係がものをいう使節遵行の「現場」に目を向けることにより、中世国家論（国のかたち）と地域社会論（地域のすがた）を融合する試みとして、自らの研究を位置づけた上で、古代・中世を一貫する「国のかたち」として、畿内政権による畿外支配という構造の存在を指摘する。

第1章「鎌倉幕府と使節遵行」では、鎌倉時代の承久の乱後に幕府の出先機関として京都に置かれた六波羅探題（西国）、モンゴル襲来後に九州に置かれた鎮西探題（九州）、及び鎌倉幕府（東国）の使節遵行を素材に、それぞれがそれぞれの地域的課題とどう向き合い、紛争解決の場でどのように機能したかを明らかにする。その際、第1節では六波羅探題と西国守護の関係を、第2節では鎮西探題と九州守護の関係を、第3節では鎌倉幕府の東国使節と東国守護の関係を、各々論じた。

そこでは、①古代以来続いてきた畿内政権による地方支配という構造が、鎌倉幕府の成立によって大きく変容する中、京都の王朝権力（朝廷）の暴力装置として六波羅探題が位置づけられるようになり、結果として荘園領主の権益を守る朝廷の裁定を執行するために、六波羅探題の武力が使節として動員されたこと（第1節）、②九州においてはかつての平氏政権の与党として冷遇されてい

た在地勢力と、新たに進出してきた東国御家人との対立や、モンゴル来襲によって生じた恩賞問題などが領主間紛争を激化させたが、鎮西探題による使節遵行はこれらの紛争事案に関わるものであったこと（第2節）、③東国は鎌倉幕府の基盤だったが、これらの秩序が政治的・経済的環境の変化にともない制度疲労をきたし、これまで局所的な解決が可能であった案件が幕府法廷に持ち込まれるようになって、使節遵行が必要となったこと（第3節）一などが明らかにされた。

第2章「鎌倉時代の西国と東国」においては、第1章の結論を踏まえ、鎌倉時代における東国と西国の関係について検討を加える。具体的には、中世における東国と西国の境界認識や、畿内近国の範囲を論じた第1節、鎌倉時代後期における公武間の交渉を、文書の様式から検討することで、幕府・朝廷・六波羅三者の関係を論じた第2節、六波羅探題による「西国成敗」の実態を論じた第3節からなる。

第3章「南北朝内乱と使節遵行」は、第1節「建武政権と使節遵行」、第2節「室町幕府・南朝と使節遵行」、第3節「中世武家権力の地域的構成」からなる。本章では、鎌倉時代と同様に西国・東国・九州に地域区分をした上で、建武政権期から南北朝内乱期にかけての使節遵行の実態を、鎌倉時代の状況がいかに継承され、いかに変化したかといった観点から考察する。

具体的には、①鎌倉時代においては幕府の裁許状（判決文）が勝訴者に授与され、それを根拠に自らの権益を回復するというのがスタンダードであり、敗訴者の抵抗が激しく、自力による回復が困難な場合にのみ、使節遵行が要請されたこと、②これに対し室町幕府では、原告の主張を受けて使節が原告とともに係争地に赴き、実情調査の上、適切な対応をとるのが基本となり、時には被告人の抗弁を聴取して幕府に報告するケースもあったこと、③守護と使節がともに使節遵行の任務に当たるシステムが、鎌倉時代後半に定着し、西国では六波羅探題から室町幕府へとそのシステムが継承されたこと一などを明らかにした。

第4章「使節遵行と地域社会」においては、「現場」である地域社会の動向が、使節遵行のあり方にいかなる影響を与えたか論じる。その際、総論に当たる第1節「使節遵行の「現場」」では、使節遵行手続きの具体的な様相を描くことによって、遵行システムがどのように運用され、結果としていかなる効果をあげ得たのかという機能的な側面に光を当てる。そして、⑦荘園領主にとって、使節が誰になるかは重要な関心事であり、情報収集に余念がなかったこと、⑧遵行使節の旅費・滞在費のほとんどは、現地住民の負担であったこと、⑨遵行使節の選任を在地社会に配慮して行えば行うほど、使節となる御家人は在地社会の縁のネットワークに縛られ、さまざまな利害関係と無縁に遵行を行うことが困難であったこと一などを指摘した。

その上で、第2節においては若狭国の事例を、第3節においては備後国と安芸国の事例を提示し、それぞれの地域社会の特質を明らかにした上で、かかる地域社会の動向が、使節遵行のあり方に対し、いかなる影響を与えたか具体的に論じた。

終章では「使節遵行論の意義」と題し、本論文の総括を試みた。すなわち、本論文を貫く柱として、①畿内政権による畿外支配という政治体制の基本構造が古代・中世を通じて存在しており、それは織田政権期まで続いたこと、②その意味で鎌倉時代は、京都の王朝権力と鎌倉の幕府権力が並

立する、やや特殊な構造をとっていたが、室町時代になると、六波羅探題の室町幕府への昇華によって、またもとの畿内政権による畿外支配という構図にもどったこと、③使節遵行の「現場」とは、⑦こういった「国のかたち」と、④特定の地域や社会集団の中で合意される紛争解決のあり方＝「地域のすがた」とがせめぎ合う場であったこと—の3点をあげ、それを踏まえて今後の研究課題を提示した。

最後に、補論にあたる「使節遵行の現場」においては、終章で論じた南北朝内乱期の若狭国名田荘という一荘園における使節遵行の事例分析を改めて行うことによって、使節遵行の場に、直接の当事者ではない者たちが介入し、ついには遵行の「現場」そのものが変更されていくことになった理由を探った。本補論によって、「現場」にあたる地域社会の人的なネットワークにより、使節遵行は多大な影響を受けざるを得なかった事実が明確となった。

IV. 本論文の成果

本論文の成果としては、以下の5点があげられる。

- (1) 第一に、本論文は400字詰原稿用紙に換算して1150枚にも及ぶ労作であり、まずはその分量の多さに圧倒される。使節遵行に関しては、これまでもかなりの数に及ぶ先行研究が存在するものの、多くは他の課題を論ずる中でこの問題にも論じた研究であり、使節遵行の問題を専論として取り上げ、全面的な検討を加えた本論文は、ただいたずらに長大な訳ではなく、申請者の長年にわたる研究成果を背景にして、使節遵行の実態と歴史的な意義を、多様な視点から浮き彫りにした論稿であって、その意味でも重要な研究成果だといえる。
- (2) 第二に、本論文は使節遵行に関する鎌倉時代から室町時代にかけての膨大な史料を幅広く蒐集した上で、この問題についての詳細な表を多数作成し、これらの表から窺い知ることができる史実を、厳密な史料批判と緻密な史料解釈によって、慎重かつ丁寧に確定する作業を進めている。その実証的な手法はととても堅実であり、史実を踏まえた論証を旨とする歴史学の論文として、きわめて高い評価を与えることができる。
- (3) 第三に、本論文では「国のかたち」と「地域のすがた」、言い換えれば国家論・権力論と地域社会論を各々縦糸と横糸として、使節遵行の実態分析を試みているが、中世国家の統治構造のあり方に関わる前者の側からのアプローチにとどまらず、使節遵行の「現場」にあたる地域社会が、遵行行為をいかに受け止め、それに対していかなるリアクションをとったか、その結果、前者にどのような影響を及ぼしたか—といった形で、後者の側からのアプローチを試みている点は、本論文の最大のオリジナリティとみなしうる。
- (4) 第四に、本論文は鎌倉時代にせよ室町時代にせよ、基本的には西国、東国、九州に地域を区分して議論を展開しているが、各々が独自の特色を有する各地域の状況をつぶさに検討した上で、それぞれの使節遵行のあり方の共通点と差異を具体的に論じている点は妥当な研究方法として評価することができる。
- (5) 第五に、本論文では使節遵行に対する六波羅探題と室町幕府両者の基本的なスタンスの共通性

に目を向け、鎌倉時代から室町時代にかけての時代的な変遷について考察を加えている。Vで述べるように、鎌倉時代における使節の活動に対しては、必ずしも「使節遵行」という史料用語が用いられている訳ではなく、それをもって使節遵行に含めてよいかどうか、なお検討の余地は残されているものの、鎌倉時代の状況と室町時代の状況とを比較する視点はなかなか興味深く、その結論も概ね説得的である。

V. 本論文の課題

以上5点にまとめられる重要な研究成果の一方で、この問題について意欲的な議論を展開しているがために、本論文には以下のような課題も存在する。

- (1) 第一に、使節遵行という概念の範囲を幅広くとらえすぎている点があげられる。一般に、使節遵行なる概念は、係争地の「沙汰付」、すなわち被告人の抵抗を排除して原告に係争地を「打ち渡す」行為に限定して理解されることが多い。かかる理解は、自力救済の考え方にもとづく当事者主義から、裁判による職権主義へと紛争の解決方法が変化する動向を反映したものと理解されているが、申請者は史料上に「使節遵行」と記されていないくとも、類似の行為、あるいは関連する行為をみな使節遵行としてとらえている。だが、これは使節遵行という概念の拡大解釈とみなされてしまう可能性もあり、この点について丁寧な説明をしないと、通説との間で建設的な議論を巻き起こすことはむしろかしいのではないかと思われる。
- (2) 第二に、申請者は使節遵行をもって、当事者主義による紛争解決方法の中に含めているが、(1)でも触れたように、通説ではそれを職権主義による紛争解決方法として位置づけている。口頭試問においてこの点を質したところ、申請者は近代国家の成立を待たねば厳密な職権主義などはないとの返答をしたが、いずれにせよ、使節遵行がなぜ当事者主義による紛争解決方法に含まれるのか、その根拠を明示する必要があるだろう。

VI. 本論文の総合的評価

外岡慎一郎から提出された博士学位（乙）請求論文「武家権力と使節遵行」は、Vに記した課題も見うけられるものの、それを補って余りあるほどの綿密な論証に支えられた、意欲的かつ独創的な論文である。本論文の成果により、中世政治史研究が大いに進展することは疑いのないところである。

よって審査委員は全員一致で、本論文が博士（史学）の学位に値する論文だと判断する。